

IV ユニバーサルデザインによる建築物を実現するために

ユニバーサルデザインによる建築物を実現するためには、県民、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者、行政が互いに協力し、それぞれが自らの問題としてユニバーサルデザインの考え方を理解し、積極的に実践していくことが求められています。

(1) 県民の役割

建築物におけるユニバーサルデザインについて理解し、利用者として、建築物の整備の過程に参加し、意見を発信していきます。また、自らが住まいなどの建築物を造るときも、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて整備していきます。

(2) 事業者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、多くの利用者のニーズを反映した建築物の整備に取り組みます。また、利用状況の調査などを行い、適切な施設の運営・改善を行います。

(3) 専門家やNPOの役割

①設計者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、多くの利用者のニーズを把握し、計画に反映するよう取り組みます。また、事業者などに、ユニバーサルデザインによる建築物の整備の重要性を、十分説明していくことが大切です。

②施工者の役割

ユニバーサルデザインによる建築物についての理解を深め、設計の意図を十分把握し、利用者のニーズを把握した施工を行うことが重要です。

③NPO*⁶の役割

社会的役割やその特性・能力を生かし、行政や事業者と協力して、ユニバーサルデザインによる建築物の整備にかかわっていくとともに、利用者のニーズの把握や施設の運営・改善への取組などを支援することが大切です。

④研究者の役割

ユニバーサルデザインについての調査・研究による専門的な知見や情報を生かして、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる建築物の考え方や手法を提案し、整備の推進に寄与することが大切です。

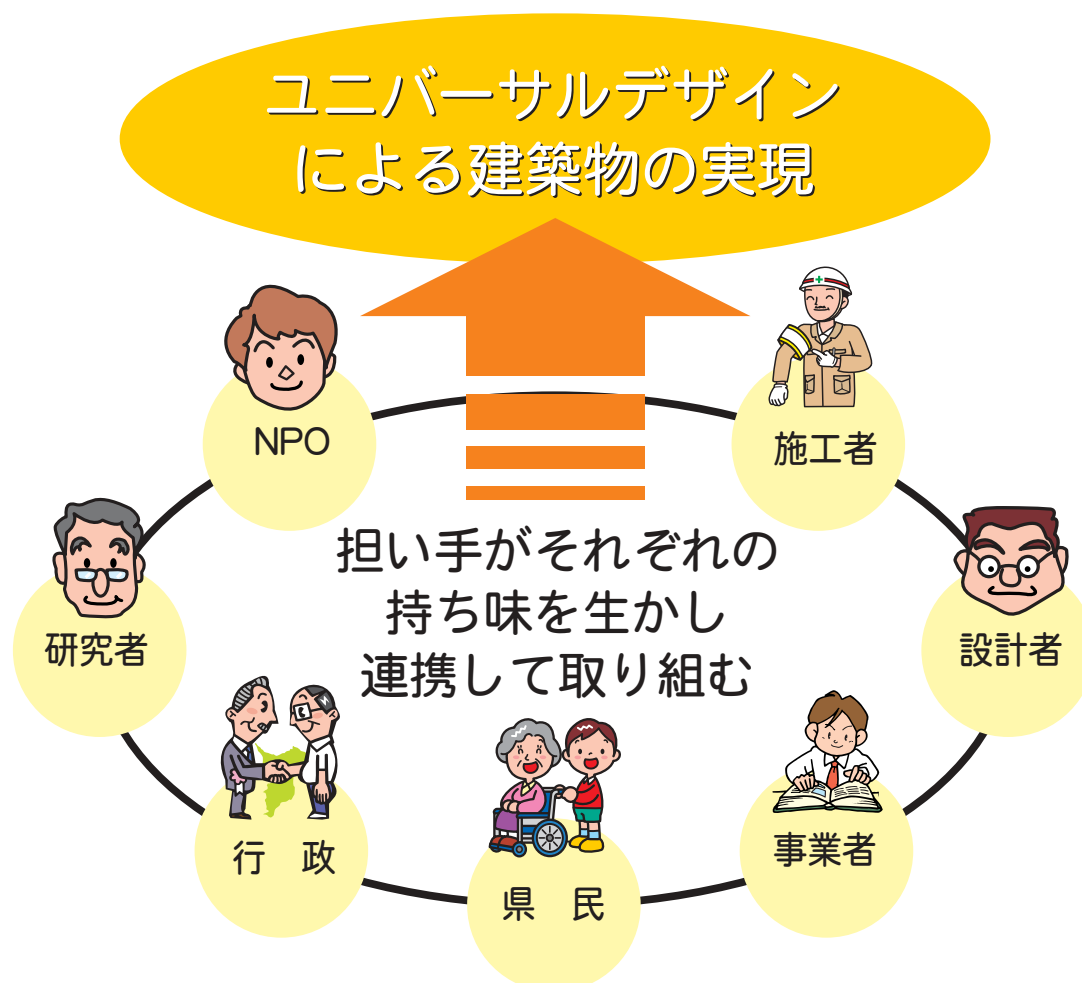
(4) 行政の役割

① 県の役割

- ◇県民とともに、ユニバーサルデザインに関する総合的な施策を策定します。
- ◇県有建築物について、ユニバーサルデザインによる整備を推進します。
- ◇ユニバーサルデザインに関する施策の策定や、整備の推進のため、市町村と相互の連携を図ります。
- ◇子どもから高齢者まで、幅広い県民に、ユニバーサルデザインの考え方を普及するとともに、先進的な事例を広く県民に公開・提供していきます。
- ◇県民、事業者、設計者、施工者、NPO*⁶、研究者と協力して、ユニバーサルデザインによる建築物の整備の推進を図ります。
- ◇経済社会情勢の変化や、新たな技術開発に対応して、常に進化しているユニバーサルデザインの考えを継承させるために、必要な調査・研究を行います。

② 市町村の役割

県民に身近な行政機関である市町村は、地域の実情に応じたユニバーサルデザインの施策を推進するとともに、市町村有建築物について、ユニバーサルデザインによる整備を促進することが重要です。



ユニバーサルデザインの担い手の連携・協カイメージ

V 資料編

(1) 用語解説 *掲載順に編集しています

*1 身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。各種の援護施策の基本となっており、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合があります。

*2 千葉県福祉のまちづくり条例

(平成8年3月25日 千葉県条例第1号)

病院、劇場、共同住宅、学校などの不特定かつ多数の人が利用する建築物の他、公共交通機関の施設、道路、公園などを対象とし、整備基準を定めて、適合するように求めています。一定規模以上のこれらの施設を新設又は改修する時には、あらかじめ届出をする必要があります。整備基準に適合した施設で請求があった場合には、適合証が交付されます。

*3 ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称です。不特定多数あるいは多数の者が利用する建築物を、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるようにすることを目的としています。

*4 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」の通称です。公共交通機関のバリアフリー化について、具体的な目標を定め推進するとともに、市町村により作成される計画により、旅客施設を中心とした一定地区内の道路などを重点的かつ一体的に整備促進することを目的としています。

*5 バリアフリー化推進要綱

社会のバリアフリー化に取り組むための具体的な指針として、2004年6月30日に内閣府で決定したものです。国民一人ひとりが社会の活動に参加し、余暇活動などを通じて心の豊かさや生きがいを感じることができる環境の形成が必要である、としています。

*6 NPO

「民間非営利活動団体」、「民間公益組織」などと訳されています。非営利（利潤追求・利益配分を行わないこと）と同時に、非政府であること、自主的、自発的な活動を行うことなども意味しています。市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部などを指し、特定非営利活動法人法に基づく法人（いわゆるNPO法人）を指して使われることもあります。

*7 ライフスタイル

ライフスタイルは一般的には「生活様式」ですが、本指針では、生活の仕方に対するその人なりの考え方や行動、生活の特徴などを含めて使用しています。

*8 オストメイト

人工肛門や人工膀胱を保有する人のことをいいます。外科手術により肛門や膀胱を摘出し、代わりに「ストーマ」と呼ばれる排泄口を腹部に作り、そのストーマに補助具（蓄便袋、蓄尿袋）を装着し、たまったところでトイレに流すなどの方法で処理しています。排便、排尿処理が大変なために、外出を控えている状況があります。

*9 ワークショップ

参加者が自ら参加・体験などをし、共同作業をとおして、学びあったり創り出したりする、研究集会や会議をいいます。本指針では、多様な利用者と共に、既存の建築物の点検・評価をしたり、建築物の使い方を検討するなど、多様な利用者のニーズを把握する手法の一つとして提案しています。

*10 ケアハウス

在宅介護対応型軽費老人ホームのことです。高齢者の生活に配慮した構造や設備をもつ集合住宅で、入浴・食事などのサービスが提供されます。

*11 グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の高齢者・障害者などが、一定の経済的負担を負って共同生活する形態をいいます。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われています。

*12 コレクティブハウス

私生活の領域とは別に共用空間を設け、食事・育児などを共にすることを可能にした集合住宅をいいます。

*13 理学療法士

病気やケガにより、日常生活に支障をきたした人に対して、「起きる」「立つ」「歩く」などの基本的な動作能力の回復をはかるため、身体と心の両面から治療に取り組むとともに、様々な訓練や指導などを行う専門家をいいます。

*14 作業療法士

身体又は精神に障害のある人を対象にして、日常生活や社会生活を再建できるように、家事や職業、手工芸、レクリエーションなど、様々な作業活動を用いて、病院などで行われる治療や訓練、援助などを行う専門家をいいます。

(2) 助言等

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の策定に当たって、千葉県建築物ユニバーサルデザイン推進検討委員会を設置し、検討を進めました。

千葉県建築物ユニバーサルデザイン推進検討委員会名簿

委員長	高橋 儀平	(東洋大学工学部建築学科教授)
副委員長	園田 眞理子	(明治大学理工学部建築学科助教授)
委員	秋元 昭臣	(京成ホテル株式会社企画部部长)
	大沼 秀彦	(平成16年度 八千代市都市部部长)
	岡田 博美	(千葉県建築士会女性委員会委員長)
	神垣 升	(平成15年度 八千代市都市部部长)
	徳田 良英	(帝京平成大学健康メディカル学部理学療法学科講師)
	藤田 敦子	(NPO法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア代表)
	三島木 和香子	(NPO法人秋桜常任理事)
	蓑輪 裕子	(聖徳大学短期大学部生活文化学科講師)

(委員長、副委員長以外五十音順、敬称略)

(3) 資料提供等協力先

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の策定に当たって、写真の提供や調査に協力を頂きました下記の皆さまに御礼申し上げます。

●ご協力頂きました皆さま（五十音順）

- ・社会福祉法人 A J U自立の家 わだちコンピュータハウス
- ・株式会社 オリエンタルランド
- ・京成ホテル 株式会社
- ・N P O法人 秋桜
- ・N P O法人 子どもネット八千代
- ・S T U D I O 3
- ・社団法人 千葉県視覚障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
- ・千葉県聴覚障害者連盟
- ・N P O法人 千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア
- ・成田国際空港 株式会社
- ・社団法人 日本オストミー協会千葉県支部
- ・N P O法人 ネット房総
- ・八千代市
- ・社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会
- ・八千代商工会議所
- ・株式会社 ユアエルム京成
- ・株式会社 ゆま空間設計
- ・四街道市

(4) 協力

財団法人 国土技術研究センター

ユニバーサルデザインは、
常によりよいものにしていこうとする考え方が大切です。
本指針についても、これからも県民の皆様と一緒に、経験を積み重ね、
よりよいものにしていくことが大切と考えています。
今後ともご意見、ご提案をいただけるよう、
ご協力をお願いいたします。

ご意見、ご質問等問い合わせ先

千葉県 県土整備部 建築指導課

電 話：043-223-3186 F A X：043-225-0913

E-mail：kenchik@mz.pref.chiba.jp

ホームページ：http://www.pref.chiba.jp/syozoku/j_kenchiku/index.html